

< 著作物使用許諾条件 >

- ① 利用できる資料（記事・写真）は、弊社に著作権のあるものに限るが、弊社が不相当と判断した場合は利用できない
- ② 記事・写真は印刷物、放映等の原稿として、1社、1号、1種、1版、1回限りの使用に限る。印刷物の増刷等による再使用の場合は新たに申請書を提出する必要がある。放映等の再放送による使用は、その限りではない
- ③ ホームページ・イントラネット等で、記事・写真をデータ化して利用することはできない
- ④ 写真を送付した場合、原則として14日以内に返却する。返却されない場合は、使用料を再度、請求する
- ⑤ 写真をデータで送付した場合、使用後は速やかにデータを消去する
- ⑥ 使用する記事・写真等への加筆、挿入、削除などの変更はしない
- ⑦ 写真内の人物、商品、場所、建物等に関わる肖像権、商標権等を当社が持っていないため、これらの許可取得は写真の仕様形態を決定する利用者が行うことを原則とする。写真使用に際し、万一、第三者の権利を侵害し紛争が生じても当社は責任を負わない
- ⑧ 著作物使用の際は、「神奈川新聞社提供」のクレジット表示を行う。また、印刷物等は資料用として2部を無償で提供する
- ⑨ 著作物使用料は指定期日までに支払う。
- ⑩ 使用許諾条件に違反した場合には、許可の取り消しや損害賠償等を請求されても異議の申し立てはしない